

定期的な水質検査

法律で検査が義務付けられている項目

①毎日検査項目（3項目）

②水道水質基準項目（52項目）

水質管理上必要と市が判断した項目

③定期的に安全性を確認する項目（5項目）

④水源に関わる項目（39項目）

⑤水質管理目標設定項目（25項目）

⑥市の独自項目（18項目）

目的

365日検査し、安全性を確認する。

健康への影響や水利用上問題がないことを確認する。法律で基準値が定められている。

週に1回、安全性を確認する。

②について水源の水質を確認する。

健康への影響や水利用上問題がないことを確認する。目標値が定められている。

水質管理上、市が必要と認めた項目。

項目

色、濁り、消毒の効果

病原生物、重金属、無機物質、有機物質、発泡、味覚、臭いなど

病原生物、PH、色、濁り

②と同様

農薬、重金属、味覚、消毒副生成物など

ダイオキシン、微生物、窒素、リンなど